

**府中市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

(令和 8 年度～令和 11 年度)

**令和 7 年 11 月**  
**府中市教育委員会**

## < 目 次 >

1 計画の趣旨・現状	1
2 計画の期間	4
3 目標	4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5 関連する取組み、今後のフォローアップについて	10
資料 学校と教師の業務の3分類	11

# **1 計画の趣旨・現状**

---

## **(1) 計画の趣旨**

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることとなった。

給特法等一部改正法第1条において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第8条第1項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされた。

本市では、平成31年3月に「学校における働き方改革取組み方針」（以下「市方針」という。）を策定し、取組みを進めてきたが、国の動向を踏まえ、より一層教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に發揮して、活き活きと子供たちへの教育に邁進できるようにすることが求められている。このため、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、全ての子供たちのさらなる成長につなげていくため、これまでの市方針の内容も踏まえ本計画を策定する。

なお、本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。それ以外の職員（事務職員、学校栄養教員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

## (2) 本市の現状

本市では、平成31年3月に策定した市方針において、教育職員の子供と向き合う時間の確保及び時間外在校等時間の縮減を目標として取組みを進めてきた。

また、令和2年3月には、府中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年府中市教育委員会規則第3号。）において、教育職員の時間外在校等時間の上限を、原則として「年360時間以内、月45時間以内」と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けて、次のような取組みを実施してきた。

令和7年度までに実施した取組み	
デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>校務支援システムの導入（各種帳票のデジタル化）</li><li>保護者連絡ツールの導入</li><li>出退勤管理機能付きグループウェアの導入</li><li>府中市立学校共有フォルダの作成</li><li>デジタル採点システムの導入</li></ul>
人的配置	<ul style="list-style-type: none"><li>スクールサポートスタッフ配置</li><li>スクールカウンセラー配置</li><li>スクールソーシャルワーカー配置</li><li>学習指導員配置</li><li>I C T 支援員配置</li></ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"><li>部活動休養日の設定（週2日以上、土日どちらか1日）</li><li>部活動指導員配置</li><li>部活動の地域展開の推進（実証事業実施中）</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>定時退校日の実施</li><li>出席簿記入の簡素化</li><li>夏季休業中の一斉閉庁の実施</li><li>市立学校文書分類ファイルの統一</li><li>留守番電話の導入</li><li>夏季休業期間変更</li><li>夏季休業中における勤務時間の繰り上げ又は繰り下げの実施</li><li>冬季休業中の一斉閉庁の実施</li><li>学校管理規則関連様式の提出様式の見直し（公印廃止）</li><li>教員特殊業務従事計画書及び報告書様式の変更</li><li>授業時数報告回数の見直し（毎月→学期毎）</li></ul>

### (3) 取組みの結果

#### 【時間外在校等時間の状況】

○令和2年度～令和5年度

	R 2	R 3	R 4	R 5
月45時間以下の割合	66.1%	78.7%	71.8%	68.3%
月80時間以下の割合	99.7%	99.8%	100%	98.8%

○令和6年度

	小学校	中学校	義務教育学校	全体
年平均	月31.6時間	月40.2時間	月44.4時間	月38.3時間
月45時間以下の割合	83.8%	54.4%	50.3%	64.9%
月80時間以下の割合	99.9%	96.5%	98.7%	98.8%

○令和7年度（目標値）

	小学校	中学校	義務教育学校	全体
年平均	月31時間	月40時間	月42時間	月37時間
月45時間以下の割合	85%	60%	55%	68%
月80時間以下の割合	100%	98%	99%	99%

#### 【「子供と向き合う時間が確保されている」と感じている教育職員の割合】

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 目標値
78.9%	78.9%	67.6%		82.1%	83%

#### 【「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教育職員の割合】

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 目標値
86.7%	86.6%	83.7%		84.1%	85%

#### 【ストレスチェックにおける高ストレス者の割合】

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 目標値
11.8%	15.0%	14.1%	11.8%	9.9%	9%

「子供と向き合う時間が確保されている」と感じている教育職員の割合」や「高ストレス者の割合」の項目においては取組みの成果が表れているが、時間外在校等時間が45時間を超える割合が依然として多い状況である。また、令和6年度のストレスチェックからは、事務的な業務量が最も大きなストレス要因であると明らかになっている。

引き続き、学校・教育職員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、教育職員の働きやすさと働きがいを両立するとともに、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## **2 計画の期間**

---

令和8年度から令和11年度までとする。

ただし、年度ごとに実施する取組み検証の状況によっては、期間内であっても計画の変更を行うこととする。

## **3 目標**

---

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### **(1) 時間外在校等時間に関する目標**

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### **(2) 働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】**

- 「子供と向き合う時間が確保されている」と感じている教育職員の割合を90%以上にする。【82.1%】
- 「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教育職員の割合を90%以上にする。【84.1%】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【9.9%】

### **(3) 各年度における達成目標**

#### **【1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合】**

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	85%	90%	95%	100%
中学校	60%	75%	90%	100%
義務教育学校	60%	75%	90%	100%

### 【1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	30時間程度	30時間程度	30時間程度	30時間程度
中学校	40時間程度	36時間程度	32時間程度	30時間程度
義務教育学校	40時間程度	36時間程度	32時間程度	30時間程度

### 【「子供と向き合う時間が確保されている」と感じている教育職員の割合】

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
84%	86%	88%	90%

### 【「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教育職員の割合】

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
85%	86%	88%	90%

### 【ストレスチェックにおける高ストレス者の割合】

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
8%	7%	6%	5%

### 〈在校等時間とは〉

○正規に勤務している時間に下の①を加え、②、③を除いた時間を指す。

#### 〈加える時間〉

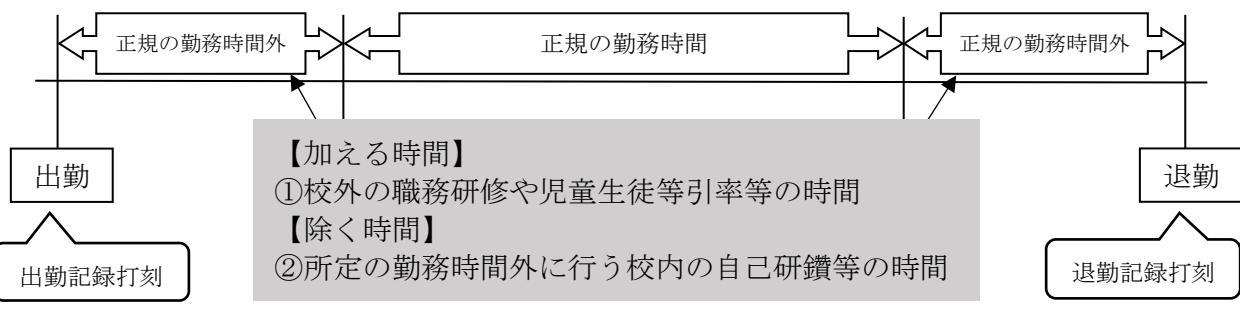
①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間。

#### 〈除く時間〉

②正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間における自己研鑽及び業務外の時間を指す。

③休憩時間

#### 〈イメージ〉



## **4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

---

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### **(1) 「学校と教師の業務の3分類」（「資料」参照）を踏まえた業務の見直し**

#### **ア 学校以外が担うべき業務**

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・学校運営協議会及びP T Aなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○コミュニティ・スクールの活動に関わる連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・コミュニティ・スクールの活動の実施状況等に応じ、学校運営協議会委員の協力を得ながら連絡調整を行う。その際、教職員間の適切な役割分担を図り、教頭の業務負担を軽減する。

#### **イ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・デジタル技術を活用することにより、印刷・集計に係る事務負担を軽減する。
- ・教育職員の専門性に深く関わるもの以外は、事務職員や支援スタッフが中心となって回答することを推進する。

○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理は、I C T 支援員等の積極的参画により、教育職員の事務負担を軽減する。

○I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、I C T 支援員等が中心となって実施する。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和11年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・部活動指導員の確保に努め、配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置拡充を検討する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。また、業務の効率化に資する様々なツールの導入や効果的な活用について、引き続き検討を進める。

○学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・市費スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校支援体制を充実させる。

## （2）学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

○学校運営の「基本的な方針」に働き方改革に関する内容を含め、地域や保護者と現状を共有する。また、学校運営協議会制度を活用し、地域や保護者と連携しながら取組みを推進する。

○学校評価の評価項目に本計画に対応した項目を設定するよう努めるとともに、学校評

価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、改善のために業務が際限なく積み上がらないようにする。

○教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。

○管理職は、教職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教職員の働き方に対する意識の醸成を図る。また、日常的に業務改善に係る取組みを出し合ったり、研修や会議等の設定時間を厳守したりするなど、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。

○各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○国の動向を注視しながら、授業時数の1単位時間の変更を検討する。

○授業における一人一台端末の効果的・効率的利用を促進し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、取組みを共有することなどにより、授業に係る負担や不安の軽減を図る。

○当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

○管理職は、把握した教職員の勤務状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。

○学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を推進する。

- デジタル技術の活用により、校内外への文書配付やアンケート調査・集計などの業務を効率化する。
- 研究授業については、ねらいや内容及び効果的かつ効率的な方法について、検討・整理した上で実施する。なお、効果的かつ効率的な方法の検討を行う際には、学校における働き方改革を推進する観点から、公開の有無や実施方法、頻度（3年に1回行うなど）にも十分配慮しながら、最適な方法・頻度で実施する。

### **(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員と校長が面談を行い、必要に応じて医師との面談を受けさせるなど教職員の健康管理に努める。なお、校長は面談の状況を市教育委員会へ報告することとする。また、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える状況が改善しない場合は、市教育委員会が直接当該職員と面談し、校長に対して状況の確認及び指導をする。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 衛生委員会で、産業医・保健管理医の視点を踏まえた取組みの改善・充実を図る。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた教職員の定時退校日を設定し、その徹底を図る。
- 年次有給休暇について、年間を通した計画的な取得及びまとまった日数の連続取得ができるよう、各学校に対して取得を促進する。

○夏季休業期間中及び冬季休業期間中に「一斉閉庁日」を設定する。また、一斉閉庁の期間延長や各学校で実態に応じた設定を行うことについて検討する。

## **5 関連する取組み、今後のフォローアップについて**

○取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、市全体の状況を毎年度市のホームページで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。

○時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェック及び教職員アンケートの結果から把握する。

○教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

○各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。

○保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

## 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

まず取り組めること。  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。

### 学校以外が担うべき業務

- 1** 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2** 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3** 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4** 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5** 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6** 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7** 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行なう場合は事務職員等が積極的に参画
- 8** ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9** 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行なう日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10** 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11** 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12** 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13** 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14** 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15** 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16** 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に行なう、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17** 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18** 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19** 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進